



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和6年3月13日(水) 号外(第4号)

目次

	ページ
条 例	
○ぐんまちゃんこども支援基金条例(メディアプロモーション課)	2
○群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金条例(畜産課)	3
○群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例(教育委員会総務課)	4

■ 条 例

ぐんまちゃんこども支援基金条例をここに公布する。

令和六年三月十三日

群馬県条例第一号

ぐんまちゃんこども支援基金条例

群馬県知事 山 本 一 太

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、ぐんまちゃんこども支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 子どもたちの健やかな成長を支援するため、ぐんまちゃんこども支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第七条 基金は、第二条に規定する目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金条例をここに公布する。
令和六年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二号
群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金の設置、管理及び処分に
関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第三十六号)第一条に規定するまち・ひと・しごと創生に資する施設の整備等を推進するため、群馬県浅間家畜育成牧場研修施設整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第六条 基金は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項の規定により同項第一号イの事業として地域再生計画に記載された浅間家畜育成牧場研修施設整備事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。
(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。
(この条例の失効)

2 この条例は、令和七年三月三十一日までに行われた第六条の事業の精算の終了する日(以下「令和六年度事業精算終了日」という。)限り、その効力を失う。ただし、やむを得ない事情により同条の事業を同年四月一日以降引き続き実施する場合であつて、当該事業に係る精算の終了する日が令和六年度事業精算終了日より遅いときは、当該事業に係る精算の終了する日限り、その効力を失うものとする。

(処分の特例)

3 第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還する必要が生じたときは、当該返還に要する経費の財源に充てるため、基金を処分することができる。

群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例をここに公布する。
令和六年三月十三日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三号

群馬県公立学校一人一台端末等整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県公立学校一人一台端末等整備基金の設置、管理及び処分に關し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 初等中等教育段階の公立学校における一人一台端末(学校教育の情報化の推進に關する法律(令和元年法律第四十七号)に基づき児童生徒一人につき一台整備される情報通信機器をいう。)又は障害のある児童生徒が当該端末を使用する場合に必要な入出力を支援するための装置の整備に係る事業に必要な費用に充てるため、群馬県公立学校一人一台端末等整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。(処分)

第七条 基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- 一 市町村が行う第二条の事業について県が行う補助に要する経費の財源に充てる場合
- 二 県が行う第二条の事業に要する経費の財源に充てる場合

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金に關し必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに実施された第二条の事業に係る精算については、この条例の規定は、同年六月三十日(同日までに当該精算が完了した場合)あつては、当該精算が完了した日)までの間は、なおその効力を有する。

3 この条例の失効の際現に基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとする。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
